



旧 統一教会 と 岐阜市政2

実態解明は全国で広がる

7月17日、新聞報道で旧統一教会の講演会（5月1日）への「岐阜市後援」許可の経過について報道。以降全国でも関連報道が継続。過去の選挙関連の映像も含めて多くの情報が提供されている。岸田総理は8月31日、国民の信頼回復への行動を口にした。また岐阜市議会議員にも関連を持つ議員が存在するようです。

旧 統一教会とは

旧 統一教会とは、「世界基督教統一神霊協会(旧統一教会)から世界平和統一家庭連合への名称変更を、文化庁がなぜ認めたのか。靈感商法など教団の被害者救済に取り組む弁護士らは名称変更が被害を深刻化させる転機になったと指摘している。」(中日新聞・社説8月2日)「過去に『**靈感商法**』が社会問題化し、最近も信者の被害相談が相次いでいた。そんな宗教団体がなぜ政界に食い込めたのか、政治家に警戒心はなかったのか、**政策決定などに影響はあったのか**、解明すべき問題は数多い。」(岐阜新聞・社説7月29日)を読むと、少し知識を得られます。

「5月1日の講演会には、挨拶に行っていない」・だが **秘書課**

7月29日、秘書課から入電。「柴橋市長記者会見で旧統一教会関連の内容にふれる」の連絡。この電話で、話題となっている「講演会（5月1日）には、柴橋市長は参加しているのか？」訊くと、・・・「行っていません」（秘書課）でした。

だが、30日の新聞報道（中日新聞7月30日）は「**柴橋市長が12月に、旧統一教会地方組織主催の市政報告会に参加**」・・・訊いた講演会（5月）には参加していないが、「12月の市政報告会」には参加していた事を **秘書課** には話して頂けなかった？

12月市政報告は選挙対策 後の講演会（5月1日）は旧統一教会の対策？

報道中、柴橋市長は「組織から金銭的な寄付や、今年1月の市長選挙の支援は受けていないとした。」とあるが、選挙戦は一般的には1年前ほどから始まると言われる。年明けの講演会は**事前運動？**と不審抱かせる。1月実施の「市政報告会」は『**個人演説会**』（本番の）であり、後援会の「**お願い講演会**」は前年中に終了するのが普通と思われます。「**市政報告会を開催して頂く**」**事実が「選挙支援」の何ものでもない。**と思うが・・・(うら面につづく)

連絡先 岐阜市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 電話 253-2500

岐阜市長選「柴橋候補」

なぜ「旧統一教会主催」の市政報告に出席？

中日新聞（8月2日）は、「旧統一教会関連団体シンポ 岐阜県議が実行委員長 国会議員秘書ら出席」の見出しで、シンポジウム「安保岐阜県大会」（21年6月、22年5月）の実行委員長を県議（自民）が務めていた事を報道。旧統一教会関連団体の世界平和連合県連合会と、県平和大使協議会が共催。と報道。文中、県議は「2団体について、旧統一教会の関連団体と知らなかった。」野田聖子こども政策担当相の秘書の代理出席、複数の県議、岐阜市議の参加が記載されています。

激戦とは見えない市長選挙で教団施設（岐阜新聞7月30日）（教団を理解していたことになる）に出かけ「分け隔てなく意見を交わすため」（新聞報道柴橋市長発言）引き受けた？

こども庁 → こども家庭庁 なぜ、変更にな？ 報道1930

8月4日の「報道1930」で「旧統一教会」の特集が放送された。番組中で、庁の名前が当初報道されていた「こども庁」から「こども家庭庁」に変更された不思議が報道された。（旧統一教会の現在の名称は、世界平和統一家庭連合。関連団体が『家庭』が入ったのは世界平和統一家庭連合の運動の成果と宣伝と放送）こども家庭庁の担当大臣に野田聖子議員が就任すると報道されていたが、内閣改造で野田議員は閣外に。

市議会議員にも関連情報が・・・市長会見の話題3件

柴橋市長の定例会見（7月29日）で話題となった3件は、家庭ビジョンセミナー（岐阜県平和大使協議会主催）PEACE ROAD 2021 in Gifu（岐阜県平和大使協議会後援）岐阜を元気にする会（岐阜県平和大使協議会後援）でした。ピースロードの参加者が市役所を訪問し市長と写真撮影（岐阜市ホームページ掲載）をしています。渡辺貴郎市議が同席。

岐阜県平和大使協議会（市後援申請の団体）が申請住所に見当たらない？

申請書の不実記載 ？！

家庭ビジョンセミナーの主催団体である「岐阜県平和大使協議会」から提出された後援申請書に記載された『申請者住所』を尋ねたが、記載場所の団体が見当たらない。現地の建物は、見るからに「一般民家」であり『カンバン』らしき物もない。市担当課は「こども部こども政策課」であり柴橋市長は祝電対応をしている。担当部に「申請書不実記載」の恐れがあり「事実確認」を要請したが、「調べません」（こども部）の回答。「市後援承認要綱」の第8条は、・・・決定した事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消すことが出来る。（1）申請書に虚偽の記載があることが判明したとき。



松原のりかず
☎058-253-2500